Title	「倫理学は「赤ちゃんポスト」をどう論じるか。」(第一部門＜哲学・思想に関する論文＞佳作論文)
Author(s)	兼松，誠
Citation	暁烏敏賞入選論文集，第 26 回，2011.2，33-48
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3557
Rights	暁烏敏賞事務局

SERVE

聖学院学術情報発信システム ： SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

第一部門〈哲学・思想に関する論文〉佳作論文

「倫理学は「赤ちゃんポスト」をどう論じるか。」

兼松　誠

かね　まつ　　　まこと
兼松　誠さん

[略　歴]

年　齢　34歳

住　所　埼玉県さいたま市在住

経　歴　1976年　東京都調布市にて生まれる。

1996年　青山学院大学文学部フランス文学科入学

1998年　専修大学文学部人文学科入学

2002年　専修大学文学部人文学科卒業

現在、聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科に在籍（博士後期課程１年）。専門は、哲学および神学。特に生命倫理学を通じて、哲学者ハンス・ヨナスに注目、自らの研究の対象とする。

[応募動機及びコメント]

暁烏敏賞の第一部門は「私たちの将来の生活に展望や示唆を与える研究論文」を求めるということでしたので、今回、「赤ちゃんポスト」をテーマとした論文を提出させていただきました。「赤ちゃんポスト」はこれまで正しく議論されてきていないのではないか――このことを今一度きちんと議論しておくことは、倫理学を志す自分の責務であり「責任」ではないかと思い、自らの見解を公にできる場を探していたのでした。

私の論文の説得力如何に関わらず、「赤ちゃんポスト」に対する批判は今後も存続し続けるでしょう。私はこうした批判に対しても理解を示すことができるつもりでおります。しかしいずれにせよ、今回、選考に残ったのは、私の論文がというよりも、「赤ちゃんポスト」という感動的な出来事が、選考委員の方々の間で一定の理解を得るに至ったからだと、私自身は受け止めております。

「赤ちゃんポスト」の運営に携わる慈恵病院の方々に敬意を表したいと思います。そして今回、私の論文に目を通して下さった選考委員の方々にお礼を申し上げたいと思います。

〔梗　概〕

二〇〇七年に運営が開始された「赤ちゃんポスト」には、当初から激しい批判が差し向けられてきた。親の無責任な行為を助長するなど、「赤ちゃんポスト」は結果的に社会に悪い影響をもたらすことになるのではないかと懸念されたのであった。マスメディアが広く取り上げたことで、各方面から多くの意見が寄せられたが、倫理学的観点から本格的に論じたものはまだ提出されていない。本論文は「赤ちゃんポスト」の倫理学的研究である。

「赤ちゃんポスト」の主題は、親の保育を期待できなくなった赤ん坊である。したがって、方法論的には、赤ん坊を根本的主題に据える倫理学説をもって「赤ちゃんポスト」を論じなければ、「赤ちゃんポスト」と同じ主題を共有し、その本質を解明したとは言えないはずである。

そこで本論文が注目したのがハンス・ヨナスの思想である。主著『責任という原理』において、未来世代への責任を説いたヨナスであったが、その際、責任の原初的対象として指摘されたのが赤ん坊なのであった。ヨナスは、赤ん坊という存在に対して倫理学的観点から鋭い検討を加えた思想家であった。

ヨナスによれば、我々の赤ん坊に対する関係の仕方は責任的でしかありえない。それは我々成人の相互人格的関係とは異なっている。この赤ん坊への責任の引き受け行為は、倫理学的反省や推論から出てくるものではなく、いわば存在論的アクティング・アウトとでも呼ぶべきものである。人は倫理的であるから赤ん坊に責任を引き受けるのではない。赤ん坊に責任を引き受けるからこそ倫理的なのである。

ヨナスの学説に基づいて、本論文は「赤ちゃんポスト」の本質が責任倫理であることを明らかにする。したがって、それは我々の倫理的反省から出てくるものでも、それによって正当化されるものでも、ましてや普遍化されうるものでもない。「赤ちゃんポスト」を責任倫理として規定することは、それが倫理的な決定的出来事として受け止めることを意味する。「赤ちゃんポスト」とは結論ではなく端緒なのである。我々は「赤ちゃんポスト」が我々の社会にどれだけ適っているかではなく、我々の社会が「赤ちゃんポスト」にどれだけ適っているかを問わなくてはならないのである。

一　序

二〇〇七年に熊本県の慈恵病院において「赤ちゃんポスト」（正式名称は「こうのとりのゆりかご」）の運営が開始された。この試みは、親が自分で育てられないことを理由に、我々の日常の片隅でひそかに命を落とさざるをえない赤ん坊を一人でも多く救うための試みである。ジャーナリズムによって盛んに取り上げられたことで多くの人の知るところとなるが、この「赤ちゃんポスト」に対する厳しい批判は当初から存在していた。「赤ちゃんポスト」に対する賛否両論が週刊誌などのメディアを賑わし、そしてその後、坂本恭子氏による「赤ちゃんポスト」をテーマとする学術論文[1]が登場するまでに至っているが、しかし今までのところ、倫理学的観点から「赤ちゃんポスト」を論じたものは管見の限りではないように思われる。

この小論は、「赤ちゃんポスト」についてのひとつの倫理学的考察である。倫理学的観点から、我々はこれまで「赤ちゃんポスト」を適切に、その主題にふさわしい形で議論してきたかを考えてみたいと思っている。思うに、現代倫理学の成果に照らし合わせると、「赤ちゃんポスト」は極めて「責任」的な行為である。そういうわけで、この小論は、「赤ちゃんポスト」の責任倫理学的叙述である。我々はこの観点から「赤ちゃんポスト」を評価してきたであろうか？

「赤ちゃんポスト」に反対する人々は、その運営者たちに執拗に釈明を迫った。彼らが求めたのはいわゆる釈明であったが、これは倫理学的には、当事者間の相互性を前提としているものである。この相互性は倫理学の普遍性を支える根幹であるが、この、いわば理性主義的な倫理学を批判する形で、これから論じようと思う「責任」の倫理学は出てきたという側面を持っている。思うに、「赤ちゃんポスト」はこの「責任」の倫理学に基づいて論じられるべきであるが、いずれにせよ、この小論が最終的に到達する結論がどのようなものであれ、単純に「赤ちゃんポスト」に賛成であるか、反対であるかの議論が目指されているわけではない。

二　「赤ちゃんポスト」をめぐるこれまでの意見

二―一　「赤ちゃんポスト」に対する反対意見

既に述べたように、当初から「赤ちゃんポスト」に対する強い反発は少数ながら存在していた。その典型は、「赤ちゃんポスト」は捨て子に代表される親の無責任な行動を助長するという批判であり、この種の立場は、まず何より性や命の教育を通じた啓発を最優先課題に挙げる(2)。

さらに、「赤ちゃんポスト」設置以前に取り組むべき、見直すべき問題があるという観点から、それを疑問視する声もある。すなわち「養子縁組を進める公的機関の体制が貧弱なことや婚外子に対する差別意識(3)」の問題がそれである。「「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会」の土橋博子氏は、このような視点から設置に反対を表明している。

> 性教育に、リプロに、法学に、人権問題に、ジェンダーに、事実婚に、そして市民運動に関わる全ての人達にあえて問う。「赤ちゃんポスト」が突きつけるものについて語ることなく、設置させてしまってよいのか？(4)

そして、親を知る権利、自らの出生を知る権利を軽視しているとの批判もある(5)。「子どもの権利条約」には、「出来る限り親を知る権利」が明記されており、これに日本も批准しているわけであるが、「匿名で預けられた子供が成長して出自を知りたくなった場合、現時点での計画で対応できるような仕組みはない(6)」からである。

二―二　慈恵病院の見解

「赤ちゃんポスト」の設置に踏み切った慈恵病院理事長の蓮田太二氏は、捨て子を助長するという批判に対しては、こう述べている。

> 私は「ゆりかご」が捨て子を助長するとは思いません。「ゆりかご」があろうとなかろうと、現実に悲しい事件は続発しています。残念ながら、それは変えられぬ事実でしょう。それを少しでも救おうというのが「ゆりかご」なのです。(7)

そして、親を知る権利を子供から奪うという批判に対しては、蓮田氏は次のように子供に言ってあげたいと言う。

> あなたのお母さんは、深い愛情があって、あなたを私たちに預けられたのですよ。自分は育てられない。結果的にあなたの生命すら守れないかもしれない。そう思ったからこそ、この『こうのとりのゆりかご』にあなたを預けたのですよ(8)

蓮田氏をはじめ「赤ちゃんポスト」の運営者たちの言動にしばしば見

受けられるのは、こうした人間観である。それによれば、我が子を好き好んで捨てる親などいないのである。赤ちゃんを危険な場所に放置し、死に至らしめてしまった親たちは、家族や社会から孤立し、適切な判断を下すための十分な情報を得られず、精神的に追い込まれてしまっていただけなのである。「赤ちゃんポスト」に預け入れる際の匿名性の尊重をもって、子を捨てる親に対する懲罰的要素を一切放棄していることも、おそらくはこれと密接に関連しているであろう(9)。

いずれにせよ、まず何よりも赤ん坊の命の安全が確保されなければならない、と蓮田氏たちは考える。慈恵病院では、妊娠や子育てに悩む女性の電話相談を行なっている。しかし、こうした地道な営みは、倫理学的には、「赤ちゃんポスト」に先立つ形で為されているのではない。まず何よりも「赤ちゃんポスト」という赤ん坊の命の危機に対する応答に先立たれることによって為されているのである。我々はこの「赤ちゃんポスト」のこの「まず何よりも」を考えなければならない。

「赤ちゃんポスト」に対する批判が共有しているのは、十分な議論が為されないまま、強引な形で施設の運営が開始されてしまったという印象である。

> 結局明確な制度的、法的判断がされずに見切り発車となった感じが強いという点です。関係者が一定の対応をした点は周知していますが、明らかに予想される問題に対して、制度的判断を十分にせずに運用はスタートしたといわざるを得ません。「赤ちゃんとは誰か」「(特別)養子縁組の要件やその後をどのように設定するか」「犯罪性はどのような方法で確定するのか」「障害児が預けられる風潮になったらどうするのか」など、初歩的な疑問は少なくありません。このような初歩的な疑問にさえ、明確な回答はされることなく運用が開始されることになったのです(10)。

「赤ちゃんポスト」否定論が認めている「赤ちゃんポスト」の問題性の本質はここにある。「赤ちゃんポスト」は、それが大変重要な影響を人々に与えることが予想されるにも関わらず、世論を無視する形で推し進められた。これはわが国において歴史的に培われて、今や生きたエートスとなっている民主主義的ルールに対する明らさまな挑戦ではないのか？

しかし、議論のための十分な時間など、「赤ちゃんポスト」にそもそもありうるのであろうか。「赤ちゃんポスト」とは、そもそもそのような形で、つまり行為遂行の慎重さを求める声を敢えて無視する形でしか為しえない行為なのではないか？どこかで赤ん坊がミルクも与えられずに飢えているかもしれない、どこか暗いところで凍えているかもしれない。「赤ちゃんポスト」が引き受けたのは、赤ん坊が置かれているこうした状況である。「赤ちゃんポスト」の運営に踏み切った慈恵病院には、そもそものような猶予が与えられていなかったのではないか。赤ん坊の命の危機が、我々世論の「もっと十分に議論を！」の「十分に」を、「赤ちゃんポスト」の「まず何よりも」に変えてしまうのであり、その観点から「赤ちゃんポスト」の本質を我々は考えなければならないのではないか？以下、この観点から「赤ちゃんポスト」に対する倫理学的解明を試みる。

三　責任の倫理学の考え方

三―一　「責任」としての「赤ちゃんポスト」

この「赤ちゃんポスト」におけるこの「まず何よりも」の倫理的本質を考察するにあたって、現代の倫理学は一つの述語を持ち出すことができるであろう。「応答可能性」とも時に訳される「責任 responsabilité ／ Verantwortung」の概念がそれである。

かつて責任倫理と言えば、人が思い浮かべるのは、マックス・ウェーバーが『職業としての政治』において、心情倫理とともに提示した考え方であった。ウェーバーの言う心情倫理とは、行為の正当性を心情の純粋性に求める立場であり、一方、責任倫理とは自らの行為の帰結に対する責任を重視する立場である。政治家に求められたのは、結果を重視する責任倫理である。

しかし、現代倫理学では、責任の倫理学は新たな展開を見せ、「責任」は倫理学の重要な用語となった。その代表的思想家が、「顔の倫理学」で知られるフランスの哲学者エマニュエル・レヴィナスであり、未来倫理学もしくは世代間倫理学の提唱者として知られるドイツの哲学者ハンス・ヨナスである(11)。したがって、この論文で「赤ちゃんポスト」という行為もしくは出来事の本質として「責任」が語られる時、我々が通常使う意味での責任の概念とも、ウェーバーの責任倫理の概念ともかなりズレていることは、注意しておいてもらう必要がある。そしてこの「責任」の考え方の難しさが、同時に「赤ちゃんポスト」の本質を理解することの難しさでもあることは確認されておかなければならない。

この「責任」という考え方に対して、両方の思想家に共通して言えるのは、我々の相互性というものを、つまり対等な人間関係というものをあからさまな形で、あるいは挑発的な仕方で、前提にしていないということである。しかもその非相互的な、非対称的な関係において、自分は相手に対して、一方的に、つまり何の見返りもないのに、相手にとって好ましい状態をもたらすために動かなくてはならないのである。その時、自分が相手に対して引き受けているものが「責任」と呼ばれるのである。

従って責任の倫理学のいう「責任」とは、過去の行為に対して引き受ける回顧的な責任――損害賠償や刑罰――とは全く性質が異なっている。リクールはこれまでの責任の捉え方について次のように簡潔にまとめている――「民法においては、責任は、人が自らの過失によって、そして法によって規定されているある事例において生じさせた損害の埋め合わせをする義務として定義され、刑法においては、懲罰を受ける義務として定義される(12)」。

しかし、ヨナスはそれとはもっと別の責任のことを考えているのである。それは「為されたことに対する遡及的回顧的な負担にではなく、為されるべきことの決定に関わる責任(13)」である。その責任の対象は、「私に対して行為するよう要求を掲げてくる事柄 *Sache*」(14)である。現代の責任倫理の決定的な特徴は、この点にある。すなわち、事柄それ自体が、私の行為の在り方を決定するのであって、決してその逆ではないという点にある。したがって、この責任の対象は、決して我々の自由に処理できるようなものではないのである――「重要なのは、事柄こそが第一のものであり、私の意志の状態ではない、ということである。その事柄が意志を動かすという仕方で、事柄は私にとって目的となる。(15)」これは、行為主体の自律を前提にして、そこから出発する近代の倫理学の考え方の対極に位置している。

責任の対象としての事柄それ自体は、我々の倫理的もしくは法的な議論の対象にはなりえない。したがって、事柄それ自体の呼びかけに対する応答としての責任は、倫理学的反省や熟慮から導かれるものではない。人は倫理的であるから事柄それ自体に責任を負うのではなく、責任を負うからこそ、責任を負いうるからこそ倫理的なのである――「人間は、この呼びかけに触発される可能性を持っているが故に、すでに潜在的に「道徳的存在」なのである。(16)」この点は、責任の倫理学を理解する上で重要な点である。責任的な行為は、それ自体は、倫理学的反省から出てこないにも関わらず、倫理学全般の基礎にあるべきだという理解がヨナスにはある。だからこそ、彼は、人格の相互性の倫理学は責任の倫理学によって補完されなければならない、つまり基礎づけられなければならないと主張するのである。

その事柄それ自体つまり責任の対象は、傷付きやすい他者である。「はかなさ」、「欠乏性」、「不確実性」がこの他者の特質である[17]。弱者であるからこそ、我々の責任の対象になるのであるが、その最たるものが、ヨナスによれば赤ん坊である。これについては後で詳しく論じよう。

ところで、この責任倫理学の考え方は、常識的には善意や同情を超えた極端な考え方をしている。このことは、ヨナスだけでなくレヴィナスの倫理学に関しても言えることである――いや、レヴィナスの方がこの点では極端かもしれない。この「責任」の倫理学に対して、当然、多くの疑問が提出されてきた。それはどこまで実用的であるのか？それはどこまで一般化できるのか？人々に責任感情を喚起し得ない場合、その倫理学には一体何の意味があるのか[18]？しかし、こうした疑問は、倫理学における人格の相互性を無条件的に想定していることから出てくるものである。しかし、この倫理学の「責任原理は、権利の観念からも、相互性の観念からも全く独立して[19]」いるのである。そもそも「責任」の倫理学は、この相互性の倫理学が想定している理性的主体に対する疑問から出てきたという側面を持っている。つまり責任の倫理学は、社会契約論もまたその一つである自律的主体を、そしてそれらの相互的関係をモデルに考える近代の倫理学に対する批判という側面を持っているのである。つまり、我々の側から出発する限り見えてこない、あるいは見落とされてしまう、事実として生起している「責任という原現象 Urphänomen der Verantwortung[20]」を事柄それ自体に即して捉えようとするのが責任の倫理学なのである。

三―二　相互性の倫理学

次に、相手との相互的関係を想定しない現代の責任の倫理学と対立する関係にある相互性の倫理学を見ていきたい。この倫理学の性質を確認しておくことは、我々が「赤ちゃんポスト」をどのように議論したかを理解するために不可欠である。結論から述べておくと、この相互性の倫理学で「赤ちゃんポスト」を論ずることはできないのである。

この相互性の倫理学は、理性的な主体を想定して、それらの主体間の相互尊敬に立脚して倫理のあり方を考えていく。したがって、その倫理学は人格主義および普遍主義という性格を示す。そのため、倫理的命題は、理性をもった人ならば誰でも納得できるものでなければならない。この観点からすれば、「赤ちゃんポスト」の運営は、その行為の動機の純粋性がどうであれ、国民を納得させるために理論的な普遍性を提示できなければならない。

ヨーロッパの啓蒙の時代以降、近代の倫理学はその普遍的な基礎づけに腐心してきた。近代の個人主義的倫理学は、宗教や伝統による基礎付けを放棄している。その倫理学は、相互主観的で、一般的な拘束力をもち、証明可能であるものに訴える。次節で述べるが、ヨナスが赤ん坊を「責任の原初的対象」とし、倫理学の基礎にこれを持ってこようとしたとき、価値相対化の時代にあってなお倫理学の普遍性を擁護するドイツ討議倫理学がヨナスの弱点としてこの考え方を突いたのは、まさにこの観点からであった。つまり、我々が赤ん坊に対して抱く特別の感情は、中には当然赤ん坊にそれが湧かない人がいることを想定しうる以上、「普遍的拘束力を持つ証明可能性のフィルター[21]」を通過できないのであり、市民社会的な倫理学的議論の出発点としてはふさわしくないというわけである。

普遍主義的な相互性の倫理学は、しばしば正義の倫理学としての形をとる。この人格の相互性に立脚した正義の倫理学に、まずもって――多くの場合、自分よりも弱い立場にある――他者への配慮を「もうひとつの声」として提示したのはキャロル・ギリガンであった[22]。現在、ケアの倫理学は、看護や介護に従事する人たちの行為の倫理的特質を説明するものとして無視できないものとなっている。ケアの本質が真剣に議

論されてきた背景には、理性的で健康な人格の相互性を前提とする正義論の原理原則では、個別的具体的状況において対処できないという現場の焦りがあった。ギリガンにおいてはケアの倫理学は正義の倫理学に対する「もうひとつの声」であったが、ノディングスのように正義の倫理学に対するケアの倫理学の絶対的優位性を主張する立場も、その後登場するにいたる。ここでは、現代の倫理学の論争形態の一つとして、正義の倫理学とケアの倫理学が、つまり相互性の倫理学と非相互性の倫理学が対立しているという事情に、筆者は読者に対して注意を喚起しておきたい(23)。

　普遍主義を志向するような倫理学、たとえば討議倫理学は、しばしば形式的、抽象的、非実践的、ユートピア的などと批判を被ってきた。実際に討議原則に即して新たな倫理的命題が構築しうるのかは様々な形で疑問が提起されてきた。しかし、民主主義の理念が一般化し、その歴史的意義がもはや疑え得ない時代を生きる今日の我々にとって、倫理学の普遍主義的観点が不可欠であることは、おそらく誰もが否定できないはずである。国際平和の実現のためには異文化に対する理解が欠かせないが、その前提としての自分たちの文化の価値や規範の相対化には、どうしてもこうした普遍主義的視点を持ってこざるを得ないからである。普遍主義は理念として、常に我々に課せられているのである。

　しかし問題は、それが万能視され、倫理的なるものがそれへと一元化されてしまうとき生じる。普遍主義を大義に掲げる我々の相互性の過度の、そして無反省的な適用は、「利害関心の調整と妥協の倫理学 eine Ethik des Interessenausgleichs und des Kompromisses(24)」に転落してしまうのではないか?このバウムガルトナーの言葉は、直接には討議倫理学を批判してものであるが、実際のところ、現代の生命倫理の議論がこのような憂慮すべき事態に陥っているし、我々が「赤ちゃんポスト」を論じる際にも気をつけておく必要がある。

　ハーバーマスは、討議倫理学の「普遍化原則」として「全ての妥当な規範は、全ての個人の利害を充足させようとしてそれらの規範に普遍的な仕方で従うことによって生じると想定される帰結やその副次的影響を、関係する全ての人が強制なしに受け入れることができる、という条件を満たしていなければならない(25)」と定式化している。ここまで厳密な表現を取らなくても、戦後民主主義教育を受けてきた我々日本人もまたこうした、ある立場を採用する際のこの種の形式的重要性を認識している。実際、「赤ちゃんポスト」は、社会に与えると予想される帰結や副次的影響を十分に考慮していないと判断されたがために、多くの批判を招いてしまったのである。もっと言ってしまえば、「赤ちゃんポスト」は、我々の相互性における形式的な手続きを尊重する民主主義に対する挑戦として受け止められてしまったのである。

　しかし、この時、現代倫理学で検討されてきた倫理学の普遍主義の限界性が、それと合わせて同時にきちんと考慮されていたであろうか?我々の相互性において、普遍主義観点から「赤ちゃんポスト」を論じることの正当性は、果たして真剣に議論されたであろうか?もっと言ってしまえば、我々は「赤ちゃんポスト」に対して、誤った議論を展開してきたのではないか(26)?

三―三　ハンス・ヨナスにとって赤ん坊とは何か?

　「赤ちゃんポスト」の固有の主題(=事柄それ自体 Sache)とは端的に赤ん坊であること、それも親の世話を直接に受けられなくなり、命の危険に晒されている赤ん坊であることは言うまでもない。したがって、方法論的には、「赤ちゃんポスト」の本質を的確に論じるためには、赤ん坊とはそもそも何であるかという問いがまずもって先に来ていなくてはならない。

　ヨナスが、親の子供に対する世話の責任をモデルにして考えているこ

とは比較的よく知られている。と言うか、これに言及せずしてヨナスの倫理学を紹介することはほとんど不可能である。しかし、ヨナスにとって赤ん坊とはどのような存在なのかを真正面から論じた研究は今のところ少ないように思われる。これは、赤ん坊の話は、わかりやすい事例として彼が紹介しているにすぎないと、これまで受け止められてきたからである。

ヨナスが、親子関係の他に責任の事例として挙げているのが政治家の責任である[27]。つまり、この二つはもちろん完全に一致するものではないが、親が子に対して、政治家が国民に対して責任を負っているものとして類比的に考えることができるとされているのである。赤ん坊が、責任の一つの事例にすぎないとするこれまでの処理の仕方は、このコンテクストで赤ん坊の責任倫理への導入が理解されてきたことが影響している。

しかし、ヨナスの『責任という原理』という著作のなかで、赤ん坊は二つの仕方で議論されていることに注意しておく必要がある。一つは、上に述べた、政治家の責任との類比で言及される際の赤ん坊である。もう一つは、『責任という原理』第四章Ⅶ「子ども―責任の原初的対象」で述べられているような赤ん坊である。

存在(〜である)から当為(〜べき)は導き出せないとされるヒュームによって提起された倫理学上の難題に対する答えとして、ヨナスが提示したのがこの赤ん坊である。ヨナスにとって、赤ん坊とは「端的な、事実的な〈である ist〉が明白なかたちで〈べき soll〉と合致する存在的な範例[28]」である。何故か?赤ん坊は「そのただ息遣いだけで、抵抗できないかたちで、周囲の者たちに、その世話をせよとの当為[べし]を差し向け[29]」ているからである。赤ん坊という存在には絶対に否定できない当為が内在しているのだ、そのように「私は本当に厳密に思う[30]」とヨナスは告白する。そして、赤ん坊という存在は次のように定式化されるのである――赤ん坊は「責任の対象として、経験的に最初の、そして直観的に最も明白な」、そしてさらに「内容的に最も完全な範例」であり「文字通りの原型」である[31]、と。

赤ん坊とは、剥き出しの生命であり、生命の裸形であると述べて差し支えないであろう。赤ん坊は、存在と非存在の間を漂う寄る辺ない存在であり[32]、周囲の助けがなければ、再び無へとかき消されてしまう存在である。この赤ん坊の本質的な二極性は、『責任という原理』とともにヨナスの主著とされる――一般にヨナスのグノーシス研究と倫理学研究を媒介するとされる――『生命という現象――哲学的生物学に向けて』において、すでにヨナスが、生命が自ら存在することへと躍り出たことによって引き受けなければならなかった代償として言及していたものである。すなわち、生命とは、存在と非存在の緊張状態において、無の深淵の上の空中停止 hovering なのである[33]。この脆さ、もしくは傷付きやすさという点で生命の本質と赤ん坊とは、ヨナスにおいて合致している。

存在と当為の見事な合致の事例としての赤ん坊への注視は、ヨナスの体系的理解を可能にする。何故なら、ヨナスにおいて赤ん坊は、彼の存在論と倫理学とを媒介しているからである。赤ん坊が宙づりになっている無の空隙を埋めるものこそ親という存在であり、それは「いわば存在論的に前もって見込まれている[34]」ものだという。したがって、自らを生み出そうとする自然に関する彼の形而上学は、必然的に倫理学を要請せざるをえない。生命の本質としての弱さへの洞察が、その保護者を存在論的前提として呼び出すのである。

絶対的に無力な赤ん坊は、それを保護する側に位置する我々に「責任感情 Verantwortungsgefühl」を喚起する――「この感情は、経験的事実として存在している。[35]」しかし、この「責任感情」を「道徳的判断の心情倫理的狭隘化[36]」として理解してはならない[37]。ヨナスはこの「責

任感情」を解明する資格を倫理学に認めていない。ヨナスの言う「責任感情」には、我々の倫理学的反省に対するある種の超越的契機が読み取れる――つまり、「「未来倫理学」の第一原理は、それ自体は、行為論としての倫理学の内部にはない[38]」のである。赤ん坊を前にして、それが何故、どのようにして、我々に責任感情を喚起するのかは倫理学では解明できないのである。しかし、それは経験可能であるし、事実的出来事として生起している、とヨナスは考える。赤ん坊を救おうとしての責任的行為とは、存在論的なアクティング・アウトである。倫理学にとって根本的なものが「倫理学の内部にはない」のは、それが、相互的な権利および義務の観念が由来しているはずの「自立した成人たちの間の関係」のうち側で成立するものではないからである[39]。したがって、我々行為主体の在り方を一方的に決定的な仕方で規定する事柄それ自体としての赤ん坊への責任感情を支えているのは「普遍性 Allgemeinheit の理念ではない[40]」。もっと一般化して言えばこうである――危機に瀕した赤ん坊への責任的取り組みは、我々の議論の対象にはなりえない、つまり我々はそれを議論することができない。しかし、それは我々の相互的な議論もしくは反省に先立って根源的な事実として生起するのであり、倫理学的諸範疇をもって思考しようとする我々は、その普遍化可能性ではなく、その出来事の重みをこそ真剣に考えるべきなのである。ここまで来て、我々は「赤ちゃんポスト」を論じるための準備をすでに整えたのではないかと思う。

四　責任倫理から「赤ちゃんポスト」批判の内実を考える

四―一　「赤ちゃんポスト」に賛同するとはどういうことなのか?

　ヨナスが、倫理学の可能性としての責任を問うとき、それは、責任が成就する出来事を越え出て超越論的な仕方で問おうとしているのではないということ、むしろ、その出来事に基づいて倫理学のあるべき姿についての問いへと促されているということが理解されておかなければならない。要するに、ヨナスの責任の倫理学とは、倫理学における超越論的問題設定に対する断固たる抵抗なのである。赤ん坊に対して責任を引き受ける行為について倫理学は何も言うことは出来ない。むしろ、その出来事についての証言たることによって、倫理学は倫理学として成立することが許されているのである。

　責任の倫理学は、我々の倫理的可能性が既に実現してしまっており、その上で何かを議論しようという主張ではない。それは、我々の倫理が成立する瞬間を、つまり倫理的なるものが発生する瞬間を捉えようとしているのである。したがって、責任の倫理学は、倫理の成立に先立って、そして倫理学的反省に先立って責任的に行為する主体を想定せざるをえない。そして、我々の大部分は、立ち遅れつつ、その先行者に勇気付けられて行為を開始するのである。こうした考え方をエリート主義といってしまえばそれまでだが、この先行者と立ち遅れつつある我々との間には歴然たる差があるのであり、同列に語ることはできない。

　この差を確認し続けることは「赤ちゃんポスト」を論ずる際には非常に重要である。何故なら、「赤ちゃんポスト」に反対する者たちは、不適切にも、赤ちゃんポストの運営当事者だけでなく、それに賛同する者たちにも批判の矛先を向けることがあるからである――すなわち、「赤ちゃんポスト」に賛同する者は、捨てられた赤ん坊に責任を取ることができるのか、と。この批判に「赤ちゃんポスト」に対する根本的な無理解が露呈しているように思われる。「赤ちゃんポスト」に賛同するということ――それは、「赤ちゃんポスト」を倫理的出来事が開始されたその決定的瞬間において、まさに出来事として受け止めるということである――は、全ての人が「赤ちゃんポスト」に入れられた赤ん坊に一次的に責任を負うべきだということを何ら意味しない。この批判の問題点は、「赤ち

やんポスト」を相互性と普遍性の水準で思考して、そしてそれを合意可能性と説明可能性の議論へとすり替えてしまっていることにある。我々は「赤ちゃんポスト」の設置という勇気ある行為を前にして、もしそれが正しく理解されるならば、二次的に我々の社会のあり方を問い始めるに違いない。しかし、それは「赤ちゃんポスト」において赤ん坊に責任を引き受けることと決して同列に扱うことはできない。我々は、「赤ちゃんポスト」の運営スタッフになることはできないし、またそのスタッフと肩を並べて——つまり、相互性において——「赤ちゃんポスト」を語り、賛同することも否定することもできないのである。「赤ちゃんポスト」は、常に立ち遅れつつある我々が倫理学的反省を開始する原点としてあるからである。

「赤ちゃんポスト」は、我々の社会の倫理的震源地なのであり、多くの問題を提起している。しかし、それが問題を提起しているのは、我々の間で「赤ちゃんポスト」に関して共通了解が成立していないからではない。そして、慈恵病院が国民的了解を待たずに「赤ちゃんポスト」の実施に踏み切ったからでもない。我々の市民社会の議論の中で、そして議論の帰結として「赤ちゃんポスト」が実現されたのではなく、それに先立って「赤ちゃんポスト」が、赤ん坊が救われるために、ひたすら一方的に、無条件的に責任を引き受けられ、そして実現されたものとして、我々の社会に登場したということが、倫理を問う我々にとって決定的であり、そうであるが故に、相互性の倫理学においては常に問う側にあったが我々が、それによって今度は「赤ちゃんポスト」によって問われる側へと追いやられたということが決定的な問題なのである。

四—二「赤ちゃんポスト」批判の検討

四—二—一〈親の無責任を助長する〉は「赤ちゃんポスト」に対する批判になりうるか？

確認されたように、赤ん坊とは、責任の原初的対象であり、赤ん坊の存在に対する主題的な引き受けは責任としてしか果たされえない。「赤ちゃんポスト」という営みは、それが赤ん坊に主題的に関与している限りで、責任的である。すなわち、「赤ちゃんポスト」の本質は責任の倫理である。

そういうわけで結局のところ、我々の倫理学的反省に先立って遂行されている倫理的行為としての「赤ちゃんポスト」は、それがまさにその反省の外部に位置しているという理由から、我々は倫理的に追い越すことはできず——何故なら我々の倫理学的反省あるいは倫理学的討議を出発点としていないから——原理的に我々は「赤ちゃんポスト」について、そして「赤ちゃんポスト」において何が生じているのかについて語るための権限を有していない。我々が赤ん坊であったことが我々自身の記憶における限界であるように、「赤ちゃんポスト」は我々の倫理学的反省の、すなわち倫理学それ自体の限界である。唯一我々にできるのは、決定的な出来事としての「赤ちゃんポスト」の後に続くことだけである（この位置関係が、「赤ちゃんポスト」が我々の社会に問題を提起することを可能にしている）。

我々が「赤ちゃんポスト」についてあまりにも安直に語りすぎているという事態は、日本国民が倫理学的思考の水準として無意識のうちに、もっと言ってしまえば、無反省的に相互性を採用している事実を反映している。これは我々の、ある程度成長の度合いを見せたデモクラシーの文化的水準のメルクマールではあるであろう。しかし、それは我々の人倫のそれでは決してない。

そして同時にその水準は、逆説的にも倫理学的反省の倫理的出来事に対する宿命的な立ち位置を素直な形で反映してもいる。「赤ちゃんポスト」の理念は我々が考えている以上に古い。しかし、これは現代における「赤ちゃんポスト」の制度化のことを言っているのではない。問題な

のは、我々の社会において「赤ちゃんポスト」として形態化してきた、倫理学的反省に対しても人間存在の物質的基盤に対しても常に根源としてしか立ち現れないアノ時アノ場所デ illic et tunc の出来事の方なのである。

この出来事の根源性、あるいは根源性の出来事が「赤ちゃんポスト」として先鋭化される形で登場させたのは、我々自身の常に後退局面においてしかない倫理性である。赤ん坊がその責任の引き受け手によって保護されていればいるほど、そしてその責任の引き受け手が後に取り残された者としての大多数の我々によって付き従われていればいるほど、赤ん坊への配慮は「赤ちゃんポスト」として形態化される必要性を免れている。「赤ちゃんポスト」における赤ん坊への配慮責任の先鋭化と、それが社会に与える影響の深刻化は、我々の非倫理性に対する告発の激化と密接に関連している。

「赤ちゃんポスト」の遂行をまって、すなわち赤ん坊への責任の引き受け行為に立ち遅れる形で噴出し出した批判の数々は、もう一度繰り返すが、我が国の国民レベルでの倫理学的反省の水準がどのようなものかをはっきりさせてしまっている。「赤ちゃんポスト」に対する批判の数々は、我々には「赤ちゃんポスト」を受け入れる用意がなかったということを直接的には意味している。しかし、「赤ちゃんポスト」に対しては既に用意があるということなど決してありえないのである。従って、「赤ちゃんポスト」に対する批判が不当な批判であるのは、その必然性を批判自身が認識できていないことにある。「赤ちゃんポスト」は実際、あまりにも不当な批判をこうむって来た。「赤ちゃんポスト」は、我々によって、それがどういう営みであるのかが依然として真剣に考えられていない。

「赤ちゃんポスト」に向けられる典型的な批判は、それによって「安易に子供を捨てる親が増える」というものである。なるほど子供を捨てる、子育てをしない、出産を安易に考えるという事態は大変憂慮すべきものである。しかし、そのような親を我々の仲間内から出さないための努力は我々の相互的な努力によってしか果たされないのであり、我々はこの努力を、出来事としての「赤ちゃんポスト」の営みの後に続くことによってしか開始できないのである。

赤ん坊の直接の親をはじめとする我々の一人一人が常に赤ん坊にとって良き保護者であるための努力は、我々の相互的な連帯のうちでなされなければならない。赤ん坊を捨てる親の増加は、我々自身の問題なのであって「赤ちゃんポスト」が実の親に捨てられ命の危険にさらされている赤ん坊に対して責任を引き受ける以前に差し向けられる問題なのではない。「赤ちゃんポスト」が釈明すべきは赤ん坊に対してなのであって、我々に対してなのではない。

その「赤ちゃんポスト」の運営者たちに、我々に対する釈明を強いた悲しむべき事態は、我々がどれだけ「赤ちゃんポスト」の倫理的本質を理解せず、そのことによって、我々の相互性の領域でそれを語ってしまったかを証明している。つまり、我々は不適切にも、「赤ちゃんポスト」の普遍化可能性を考えてしまったのである。実際、「赤ちゃんポスト」に対する批判は、「赤ちゃんポスト」が我々の社会に対する影響をしか考慮しなかったのであり、「赤ちゃんポスト」において現に生じている倫理的出来事や「赤ちゃんポスト」の根源的主題については何ら本質的な事柄が語られることはなかった。

「赤ちゃんポスト」をめぐって釈明を強いられるのは、「赤ちゃんポスト」の運営者たちではなく我々なのである。我々は「赤ちゃんポスト」によって審問される側に立たされている。もし我々が自己弁明に真剣に取り組むことができるのであれば、「赤ちゃんポスト」によって捨て子が増えるといった批判などでてくることはなかったであろう。我々の社会は「赤ちゃんポスト」の登場によってその倫理的妥当性の反省を迫られ、我々の社会の再編成と再構成とを要求されているのである。

「赤ちゃんポスト」が我々の社会に適っているかではなく、我々の社会が「赤ちゃんポスト」に適っているかが問われなくてはならないのである。そうであるからして「赤ちゃんポスト」の設置によって育児をしない親が増えるのではないかという批判に応対しなければならないのは、「赤ちゃんポスト」の運営者たちなのではなく我々の方なのである。

四―二―二〈「赤ちゃんポスト」設置以前にやることがある〉という批判は可能なのか?

また、「赤ちゃんポスト」設置以前にほかにやるべきことがあるという批判もある。しかし、その批判においては、「赤ちゃんポスト」がまず何よりも赤ん坊を根本的主題としているという事実が真剣に考えられていないし、理解されていない。「赤ちゃんポスト」が根源的に取り組んでいる赤ん坊とは何であったか?赤ん坊とは、我々の倫理的なるものが最終的に帰着するもの、すなわち倫理それ自体の証言なのである。そうであるからして赤ん坊への応答可能性が我々の倫理的現象の可能性を規定しているのである。もちろん、我々人類は間引き、中絶、子捨てなどによって赤ん坊への責任をさまざまな形で退けてきた。赤ん坊への応答が可能である一方で、時として我々が赤ん坊への責任を放棄することの可能性は我々が目を背けてはならない排除不可能な悪である。このことはヨナスも認めている[41]。だが、この地上で人類が今なお存続している事実が決定的な敗北主義を退ける理由にもなっている。責任の倫理学は、かつて赤ん坊に対して責任を引き受けた人がいたという倫理学的に決定的な出来事を《証言》し続けなければならない。我々の傾向性に対してあまりに無防備なままに委ねられている赤ん坊への責任としての「赤ちゃんポスト」は、我々の倫理的可能性の確かな《証言》である。

したがって、根源としての「赤ちゃんポスト」は数ある社会的実践のうちの一つなのではない。敢えて言うならば「赤ちゃんポスト」は我々が通常使う意味での「慈善」行為ではないのであって、少数民族、老人、ホームレス、障害者といった抑圧されている社会的弱者に対する配慮と同一に扱うことはできない。こうした人々に対する配慮としての「慈善」行為は我々の相互性と連帯性において語られるべきものである。本来相互的である人々が、自分の相互的な資格を我々の多数において主張できないことに対する不当性を克服していこうとする意志が「慈善」を支えている。

何らかの理由で不利な状況に陥ってしまった人に対して支援の手を差し伸べ、我々の相互性と連帯性へと引き戻そうとする配慮が「慈善」行為であるとするならば、赤ん坊への配慮としての「赤ちゃんポスト」の実践は決してそのような行為であるのではない[42]。「赤ちゃんポスト」の設置以前に考えなければならないことがあるという主張は、「赤ちゃんポスト」をホームレスの人たちに対する炊き出しといったボランティア活動と同列に不適切にも置いてしまっている場合に為されるものに過ぎない。我々が「赤ちゃんポスト」以前に思考しているのは、自己の権益の擁護と利害調整を目的とした単なる形式上のルールでしかない。我々は「赤ちゃんポスト」の後でしか、あるいは「赤ちゃんポスト」においてしか真に倫理的な事柄を思考できないのである。「責任」の倫理学から言えるのは、まさにこうしたことである。

五　総括

以上見てきたように、我々自身の問題を無反省的に「赤ちゃんポスト」に背負わせようとする着想は、赤ん坊と我々の非相互的な関係と、我々の相互的な関係とを区別せず、したがって、赤ん坊への真剣な取り組みとしての責任の倫理学の、倫理学一般に対する根源性を、我々の相互性において理念的に追及されていくべきである普遍性とを混同してしまっ

ていることから生じてきている。もっと言ってしまえば、「赤ちゃんポスト」に対するほとんどの批判は、倫理学における相互性の原理と非相互性のそれとをきちんと区別して議論できていなかったことから帰結している。非相互的に「責任」的にしか取り組むことができない「赤ちゃんポスト」を、不適切にも、相互性の倫理学に照らし合わせて一般化可能かを問うてしまっているのである。

「赤ちゃんポスト」の運営とは、倫理的な出来事が開始された決定的な瞬間である。赤ん坊への配慮としての「赤ちゃんポスト」の実践は、倫理学的討議の結果として出てきたものではないし、また我々の相互性における普遍主義的思考に基づいて生み出されうるものでもないであろう。倫理学的反省の総体は、「赤ちゃんポスト」に立ち遅れる形でしか開始されることができない。

「赤ちゃんポスト」は普遍化されることも完全義務化されることできないし、またその必要もない。しかし、「赤ちゃんポスト」の運営を通して赤ん坊への責任を無条件的に引き受けたことができた人の存在は、倫理の何たるかを真剣に問う我々をも告発される側に追い遣る威厳を醸し出している。それは、赤ん坊という倫理学における普遍化に抗する残余に先駆的に取り組み、そして赤ん坊という存在に応答することのできた者の「愛の孤独な決断[43]」に由来するものであろう。

言うまでもなく「赤ちゃんポスト」は赤ん坊を救うことを第一の課題としているのであって、「赤ちゃんポスト」の評価を最終的に決定するのは、それが赤ん坊の要請にどれだけ適っているかだけである。そうであるが故に、「赤ちゃんポスト」の運営者たちは我々に対する釈明を義務付けられていない。いや、そもそもできるわけがないのである。行政機関やマスコミが彼らからの釈明を要求したのは、それらが「赤ちゃんポスト」の出来事を倫理学的普遍性と一般性とにおいて、そして一面的な正義の原理を補完する慈善の行為として理解してしまったからである。その観点に立てば、好意に則った行いといえども、それが社会に与える影響を配慮する責務があるはずなのである。しかし、「赤ちゃんポスト」は慈善（好意）の原理よりも責任の原理に則った行いである。「赤ちゃんポスト」を前にして、それを内部化しようとする倫理学的反省の試みは挫折し、今度は逆にその非倫理性を告発される側に立たされることになる。

この「赤ちゃんポスト」の特異性が、時として人々に「赤ちゃんポスト」は、それが結果的に社会に与えるであろう影響に対して配慮を欠き、無責任であるとの印象を抱かせ、そして苛立たせてしまうことは容易に想像できる。しかし、「赤ちゃんポスト」に関して我々が真剣に考えなければならないのは、「赤ちゃんポスト」が我々の社会にどれだけ適っているかではなく、我々の社会が「赤ちゃんポスト」にどれだけ適っているかなのである。筆者は、「赤ちゃんポスト」を批判するよりも前に、「赤ちゃんポスト」とともに自分たちのあり方を反省し、改革していける社会は健全であると考える。とは言え、この匿名の大衆社会が倫理的本来性に都合よく目覚めていくことを期待することはほとんど現実的ではありえない。「赤ちゃんポスト」の運営に携わる者たちは、自らの根源的主題である赤ん坊と、「赤ちゃんポスト」の何たるかを理解できずに苛立つ一般大衆たちの間でこれからも恐らくは苦悩し続けるはずである。

注

（1）阪本恭子「ドイツと日本における「赤ちゃんポスト」の現状と課題」『医学哲学・医学倫理』No. 26、日本医学哲学・倫理学会、二〇〇八、「その後の「赤ちゃんポスト」——未来の母と子の福祉のために」『医療・生命と倫理・社会』No. 8、大阪大学大学院医学系研究科・医の倫理学教室、二〇〇九。

（2）この立場の代表としては、以下の産婦人科医の赤枝恒雄氏のインタヴュー記事がある。「赤ちゃんポストを許せないこれだけの理由」

『週刊朝日』二〇〇七・六・一　三〇－三二頁。

（3）朝日新聞「社説」二〇〇七・二・二四。

（4）土橋博子「「赤ちゃんポスト」の突きつけるもの」『インパクション』No. 157、インパクト出版会、二〇〇七・四。

（5）「赤ちゃんポスト」の意義を否定しているわけではないが、この問題を指摘しているものとしては、以下を参照せよ。山懸文治「「こうのとりのゆりかご」と子ども家庭福祉―子どもの人権・権利と福祉の視点から考える」『そだちと臨床』Vol. 3、二〇〇七・一〇。

（6）須永野歩「赤ちゃんポスト設置へ　国内初、熊本市が許可――問題残るも「最後の救済手段」」『厚生福祉』No. 5457、二〇〇七・四・一七。

（7）蓮田太二「「赤ちゃんポスト」設置の決意」『Voice』、ＰＨＰ研究所、二〇〇七・六。

（8）蓮田太二、同右。

（9）以下は、「赤ちゃんポスト」に預け入れた母親に対する蓮田太二氏の言葉である。「私たちに助けてほしいと思って預けた、その思いには生んだ母親の愛情も十分にあるんです。私の病院でも、本当に困っておなかの赤ちゃんと一緒に飛び込み自殺しようとしたお母さんがいました。単純な育児放棄のためではなく、そういうおなかの赤ちゃんの命を救うために、ゆりかごはある。」『週刊朝日』二〇〇七・六・一、三三頁。

（10）山懸文治、同右（注４）。

（11）このようなレヴィナスとヨナスの並置は、主としてフランス語圏のヨナス研究に多い。たとえば、Ricœur, Paul, *Le Juste*, Éditions Esprit, Paris, 1995, p.42.

（12）Ricœur, *ibid*. p.41.

（13）Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung : Versuch einer Ethik für die Technologische Zivilisation*, Frankfurt a. M. 1979. S.174.（略号 *PV*）

（14）*PV* S.165.

（15）*PV* S.170.

（16）*PV* S.164.

（17）*PV* S.166.

（18）この種の批判もしくは疑問は、我が国においても、ヨナスの『責任という原理』の書評や、この書を論じた比較的初期の概説的論文において提出されてきた。が、ここで列挙するのはやめておこう。ちなみに、レヴィナス研究においては、「私がひと一般に顔を感じるとはいえない」という事実から、佐藤義之氏がこの種の問題を検討している。佐藤義之『レヴィナスの倫理――「顔」と形而上学のはざまで』勁草書房、二〇〇〇年、第十章（引用は二〇六頁）。

（19）*PV* S.84.

（20）*PV* S.173.

（21）Matthias Kettner, "Verantwortung als Moralprinzip? Eine kritische Betrachtung der Verantwortungsethik von Hans Jonas", *Bijdragen Tijdschrift voor Filosofie en Theologie*, 51, 1990. S.423.　なお、ケトナーのこのヨナス理解は正しくないように思われる。何故なら、ヨナスは赤ん坊への責任を普遍性の次元で問うているわけではないからである。我々はもっと進んで、こう問わなければならないのである。赤ん坊への責任が普遍化不可能であるにも関わらず、倫理を真剣に問う我々にとってなお根源的に重要な問題であり続けているのは何故なのか、と。

（22）Gilligan, Carol, *In a Different Voice; Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1982.

（23）正義の倫理学とケアの倫理学の論争に関しては、次の優れた研究書を参照せよ。品川哲彦『正義と境を接するもの――責任という原

理とケアの倫理』ナカニシヤ出版、二〇〇七年。人格の相互性を前提とする、普遍主義的な倫理学が対立しているのは、ケアの倫理学だけではない。たとえば、共同体主義がそれである。以下の文献を参照せよ。Rasmussen, David (ed.), *Universalism vs. Communitarianism: Contemporary Debates in Ethics*, MIT press, 1990.

（24）Baumgartner, Hans Michael “Die argumentationstheoretische Uneinholbarkeit der prakitishcen Vernunft : Bemerkungen zu problematischen Aspekten einer letztbegründeten Diskursethik”, in *Begründung von Ethik : Beiträge zur philosophischen Ethikdiskussion heute*, Bernhard Irrgang ; Matthias Lutz-Bachmann (Hrsg.), Würzburg, 1990, S.149.

（25）Habermas, Jürgen, *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1991, S.32.

（26）以上、この節で筆者は相互性の倫理学と乱暴に一括して論じてしまったが、話はそれほど単純ではないことは弁えているつもりである。ハーバーマスはロールズを執拗に批判してきたし、討議倫理学のうちにあってさえ、ハーバーマスとアーペルは討議原則の位置付けと受け止め方に食い違いを示している。

（27）Vgl. *PV*, 4.Kap.III.

（28）*PV* S.235.

（29）*PV* S.235.

（30）*PV* S.235.

（31）*PV* S.236.

（32）*PV* S.240.

（33）Hans Jonas, *The Phenomenon of Life: Toward a Philosophical Biology*, Northwestern University Press, 1966. p.4.

（34）*PV* S.240.

（35）*PV* S.167.

（36）Habermas, a.a.O.(Anm.23.), S.42.

（37）ヨナスによれば、主観的な心情倫理学の極端な事例が実存主義であり、具体的には、ニーチェの「意志への意志」、サルトルの「本来的決断」、ハイデガーの「本来性」である。ヨナスは基本的に実存主義をグノーシス主義の現代版と考えており、実存主義の倫理学は客観的に妥当する義務付けという考えを否定しているという。*PV* S.167.

（38）*PV* S.92.

（39）*PV* S.85.

（40）*PV* S.169.

（41）*PV* S.223.

（42）ヨナスの言う責任の倫理学は同情 Mitleid の倫理学ではない。Hans Jonas, “Mitleid allein begründet keine Ethik”, *Die Zeit*, 25 August 1989.

（43）Jonas, a.a.O. (Anm.42.)